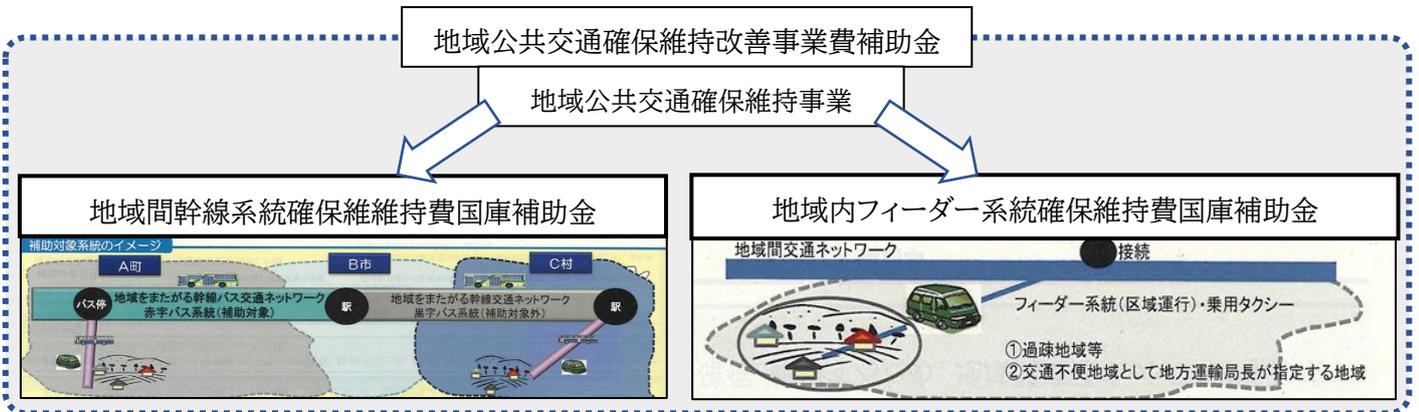


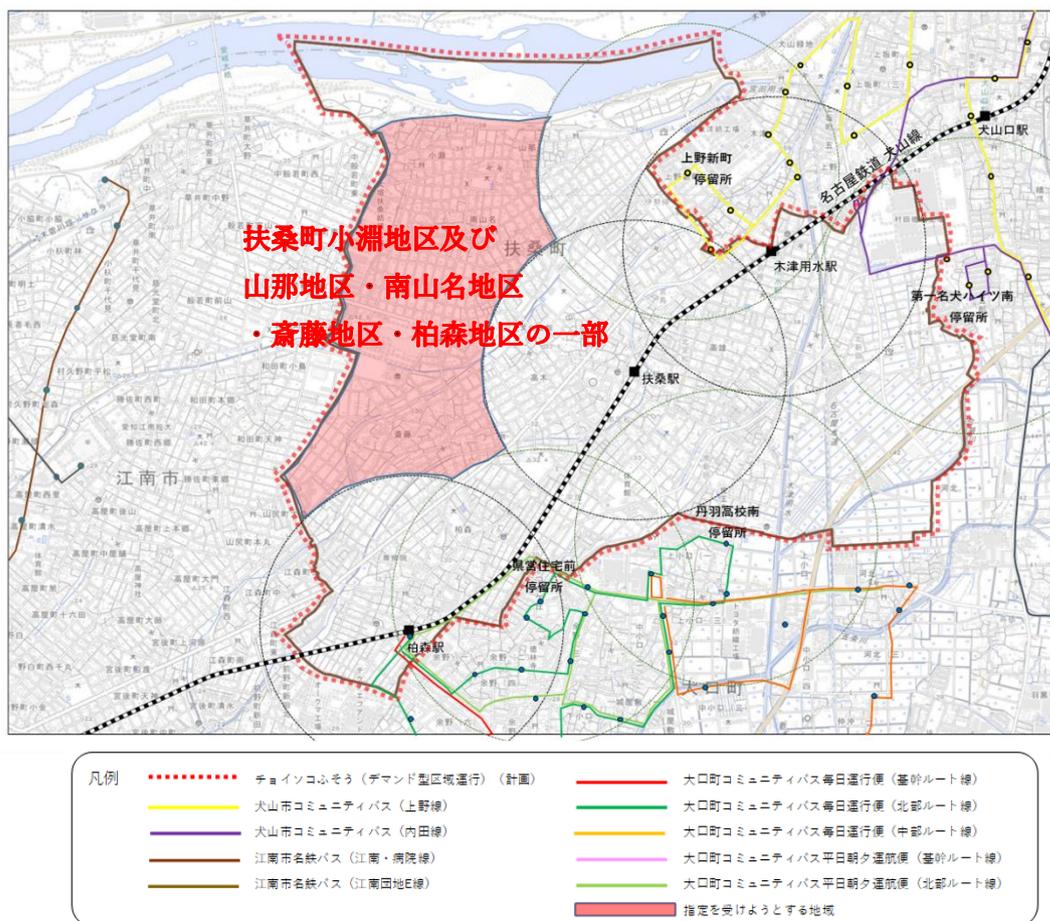
交通不便地域指定申請書の提出について

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費補助）を利用するために、交通不便地域の指定を受ける必要があります。



1. 指定する地域

扶桑町小淵地区及び山那地区・南山名地区・斎藤地区・柏森地区の一部



※交通不便地域の指定対象地域について

指定を受けようとする地域に係る地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金を受けて運行される系統の利用を前提とした地域であり、半径1キロ以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港等が存しない地域。

◎犬山市コミュニティバス（上野線）の上野新町停留所は、山那地区（山名地区の一部）から1km圏内にあるものの、地形の高低差が約5mあり高齢化が進む同地区からの住民利用は想定しない。